

佐野市立地適正化計画



令和 3 (2021) 年 3 月
佐野市



さのまる©佐野市

はじめに

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本市においても、ほぼ全域にわたり人口密度が低下し、このままでは中心市街地の空き家や空き地の増加による都市のスポンジ化、地域コミュニティの機能低下、公共交通サービスの縮小やスーパー・銀行などの撤退等による市民の生活利便性の低下が危惧されています。また、近年、全国で頻発し、本市でも甚大な被害を被った自然災害へ対応するため、ソフトとハードを組み合わせた一体的な防災・減災対策の推進が求められています。



このような社会情勢の変化に対応しつつ、将来にわたって安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、都市計画区域を対象とした「佐野市立地適正化計画」を策定しました。

本計画は、持続可能な都市の形成に向けて、中山間地域の暮らしに必要な生活環境の維持も考慮しつつ、拠点等への居住や医療・福祉、商業等の多様な都市機能の適正な立地を促進し、公共交通ネットワークとの連携を図ることにより、一定の区域内の人口密度を維持しながら、高齢者や子育て世帯など幅広い世代の誰もが住み続けたいと思える、コンパクトなまちづくりを目指すものです。

今後、市民の皆様と、本市の目指す持続可能なまちづくりの理念や必要性を常に共有し、ご理解とご協力をいただきながら、実効性のある誘導施策・事業を推進し、便利で快適、安全・安心なまち、佐野に住んで良かったと実感できるまちづくりに積極的に取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました佐野市立地適正化計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

佐野市長　岡部正英

－ 目 次 －

1. 立地適正化計画の策定にあたって.....	1
1.1 立地適正化計画とは.....	1
1.2 立地適正化計画制度の背景と目的.....	2
1.3 立地適正化計画で定める事項.....	3
(1) 計画で定める事項.....	3
(2) 計画の構成.....	4
1.4 計画の位置づけ.....	5
1.5 計画期間.....	6
1.6 計画の対象区域.....	6
2. 上位・関連計画.....	7
2.1 上位・関連計画の整理.....	7
(1) 国土グランドデザイン 2050.....	7
(2) 足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針.....	8
(3) 第2次佐野市総合計画基本構想・前期基本計画.....	9
(4) 第2次国土利用計画佐野市計画.....	10
(5) 佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略.....	11
(6) 佐野市コンパクトシティ構想.....	12
(7) 第2次佐野市都市計画マスターplan.....	13
(8) 佐野市総合交通マスターplan.....	14
(9) 佐野市地域公共交通網形成計画.....	15
(10) 佐野市市有施設適正配置計画.....	16
3. 本市の現況・課題について.....	17
3.1 本市の現状について.....	17
(1) 人口.....	17
(2) 市街地形成の状況.....	20
(3) 公共交通.....	27
(4) 公共施設と財政.....	30
(5) 災害.....	33
(6) 都市構造評価.....	34
3.2 本市の都市構造上の課題の整理.....	40
4. 立地の適正化に関する基本的な方針.....	42
4.1 まちづくりの方針.....	42
4.2 目指すべき都市の骨格構造.....	43
4.3 課題解決のための誘導方針.....	44
5. 都市機能誘導区域及び誘導施設.....	45
5.1 都市機能誘導区域とは.....	45
5.2 本市における都市機能誘導区域設定の考え方.....	46
(1) 都市機能誘導区域の設定の考え方.....	46
(2) 都市機能誘導区域の設定ステップ.....	47
5.3 都市機能誘導区域の設定.....	51
(1) 都市機能誘導区域（市全体）.....	51
(2) 都市機能誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）.....	52
(3) 都市機能誘導区域（田沼エリア）.....	52
(4) 都市機能誘導区域（葛生エリア）.....	53
5.4 誘導施設とは.....	54
(1) 誘導施設とは.....	54

5.5 本市における誘導施設設定の考え方.....	55
(1) 誘導施設の設定の考え方.....	55
(2) 設定ステップ.....	55
5.6 誘導施設の設定.....	56
(1) 拠点周辺における都市機能の立地状況の評価.....	56
(2) 拠点別の維持・誘導すべき機能.....	59
(3) 誘導施設の設定.....	60
6. 居住誘導区域.....	64
6.1 居住誘導区域とは.....	64
6.2 本市における居住誘導区域設定の考え方.....	65
(1) 居住誘導区域設定の考え方.....	65
(2) 居住誘導区域の設定ステップ.....	65
6.3 居住誘導区域の設定.....	73
(1) 居住誘導区域（市全体）.....	73
(2) 居住誘導区域（佐野エリア・佐野新都市エリア）.....	74
(3) 居住誘導区域（田沼エリア）.....	74
(4) 居住誘導区域（葛生エリア）.....	75
7. 誘導施策.....	76
7.1 誘導施策の体系.....	76
7.2 都市機能の誘導に係る施策.....	77
(1) 国等による施策.....	77
(2) 国の支援を受けながら取り組む施策.....	78
(3) 市独自で取り組む施策.....	79
7.3 居住の誘導に係る施策.....	80
(1) 国の支援を受けながら取り組む施策.....	80
(2) 市独自で取り組む施策.....	80
7.4 公共交通に係る施策.....	83
(1) 市独自で取り組む施策.....	83
8. 計画の推進と進捗評価.....	84
8.1 評価指標及び目標値.....	84
8.2 計画の進行管理.....	85
卷末資料	